

(仮訳)

ロシア連邦大統領令

「一部の外国政府及び国際機関の非友好的行動に伴う対抗的特別経済措置の適用について」

ロシア連邦、ロシア連邦国民及びロシアの法人からの所有権の違法な剥奪及び（又は）その制限を目的とした、米国とそれに加わる外国政府及び国際機関の非友好的かつ国際法に反する行動に伴い、ロシア連邦の国益の保護を目的とし、また2006年12月30日付「特別経済措置及び強制的措置に関する」連邦法に従って、次のとおり決定する。

1. 連邦国家権力機関、連邦構成主体国家権力機関、その他の国家機関、地方自治体機関、ロシア連邦の管轄下にある組織及び自然人が活動を行う際、本大統領令の発効日より、特定の法人、個人及びそれらの管理下にある組織に対し特別経済措置が適用されることとする。
2. 次の特別経済措置の適用を確保する。
 - a) 連邦国家権力機関、連邦構成主体国家権力機関、その他の国家機関、地方自治体機関、ロシア連邦の管轄下にある組織及び自然人に対し、以下の行為を禁止する。

対外経済措置の実施対象となっている法人、自然人及びそれらの管理下にある組織（以下、制裁対象者）との間で契約を締結（対外貿易契約の締結を含む）すること、

制裁対象者に対する、すでに締結された契約に基づく義務（すでに締結された対外貿易契約に基づく義務を含む）が部分的又は完全に履行されていない場合に、制裁対象者に対し当該義務を履行すること、

制裁対象者が受益者となる金融取引を実施すること
 - b) ロシア連邦領域において製造及び（又は）採取が行われた製品及び（又は）原材料のロシア連邦領域外への輸出を禁止する。ただし、当該製品及び（又は）原材料が制裁対象者のために、及び（又は）それらの者が他の者のために提供される場合に限る。
3. 財務省に対し、第2項「a」中の第4段落を除く本大統領令の適用の問題に関する公式説明を行う機会を提供する。
4. 中央銀行に対し、本大統領令第2項「a」中の第4段落の適用の問題に関する公式説明を行う機会を提供する。
5. 連邦政府は、10日以内に以下のことを実施する。
 - a) 制裁対象者のリストを承認する。

b) 本大統領令第2項の第2段落及び第3段落により締結及び義務の履行が禁止される契約に分類する際の追加基準を定義する。

6. 本大統領令は公布日から施行され、同大統領令が定める特別経済措置が解除されるまで効力を有する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

2022年5月3日

第252号